

第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○家庭ごみ有料化について		
1	<p>今後、堺市としてごみを有料化することは、ごみ減量のためには致し方ないことと理解できる。</p>	<p>計画（案）では、費用負担の公平性が確保されていないこと、循環型社会形成に向けた施策の経費確保が必要であること、このままではこれ以上のごみの減量化は困難であること等を踏まえ、家庭ごみ有料化について、具体的な制度設計等について早急に検討を進めるとともに、市民理解を深めたいと、できる限り早期の導入を図ることとしています。</p> <p>有料化の導入にあたっては、市民の十分な理解と協力が得られるよう、あらゆる機会・手段等を活用した積極的でわかりやすい情報発信に努めます。</p>
2	<p>（有料化された場合）他人の敷地の木々からの落ち葉について、地域の美化を兼ねて朝晩掃除を行ってきたが、これをごみに出す際の指定の有料袋を自分が負担することは納得できない。</p> <p>また、ボランティアで清掃している道路の街路樹の落ち葉は家庭ごみでないのだから、指定の有料袋を使わなくていいようにしてほしい。</p>	<p>家庭ごみ有料化の具体的な制度設計や減免制度のあり方等については、今後、検討することとしています。</p> <p>いただいたご意見については、検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
3	<p>有料化のルールを守らず、指定袋以外のごみを家の前に捨てられたときは、どのように対処すればいいのか。</p>	
○家電リサイクルについて		
4	<p>特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）処理に関し、廃棄物処理法（再生利用業）によらず各種リサイクル法に基づく処理を推進すると明記されているが、国・大阪府における計画等との整合性が図られているのか疑問である。</p> <p>大阪府循環型社会推進計画と大阪府循環型社会形成推進条例に基づく大阪府リサイクルシステムに認定された家電リサイクル大阪方式（廃棄物処理法の再生利用制度）は、合法かつ適正処理であり、今後も国のフロー推計及び回収率目標にも加算されることが国の会合等で合意さ</p>	<p>一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理をめぐる社会的情勢等を踏まえ長期的視点に立ち、廃棄物処理法第6条（一般廃棄物処理計画）に基づき市町村が策定し、同法第6条の2（市町村の処理等）に基づき、市町村は当該計画に従い区域内における一般廃棄物を処理することとされています。</p> <p>本市は、特定家庭用機器一般廃棄物（家電4品目）の処理を廃棄物処理法によらず同法の特別法と位置付けられる家電リサイクル法により処理することとし、今後、こ</p>

	ご意見の要旨	市の考え方
	<p>れている。</p> <p>大阪方式は、安価で利便性にすぐれ、他の都道府県と比べても不法投棄等の減少にも寄与しており、堺市・府域の実態を考慮しても、廃棄物処理法（再生利用業指定による）に基づく大阪府リサイクルシステム認定制度による大阪方式での家電リサイクル処理を市民の選択肢として継続すべきである。</p>	<p>の一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、その旨を記載しています。</p> <p>家電リサイクル法による処理は、法施行当時と比べ、処理料金が低廉化し、利便性が向上するとともに、不法投棄の対策強化もされています。また、同法に定める効率的なリサイクルと廃棄物の減量化の目的に沿った再商品化等高度なリサイクルを目指していること等から、優れたものであると考えています。</p> <p>なお、「今後も国のフロー推計及び回収率目標にも加算されることが合意されております。」とのご意見について、その意味するところが明らかではありませんが、単に国のフロー推計や回収率目標に廃棄物処理法による処理量が加算されたものと認識しております。</p> <p>※廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ※家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）</p>
○メタン発酵施設について		
5	<p>「メタン発酵施設の導入検討」とあるが、はっきりと導入を明言し、早期に導入を推進すべき。</p> <p>市では、「生きごみさん」の取り組みを行っているが、早期にメタン発酵施設を整備・稼働させた方が効率が良いと考える。</p>	<p>メタン発酵等の廃棄物系バイオマス利活用方策に関しては、国において、バイオマス活用推進基本法及び同法に基づくバイオマス活用推進基本計画が定められ、廃棄物系バイオマス活用ロードマップが作成されるとともに、具体的な導入マニュアルの整備などの取組が進められているところですが、現時点では他自治体の導入実績も少なく、実証実験の結果、費用対効果が低いこと等から導入を見合わせた事例もあります。</p> <p>このため、本市としては、国や他自治体の動向を注視しつつ、メタン発酵等の廃棄物系バイオマス利活用方策について情報収集を行いながら、費用対効果の観点も含め、導入可能性について検討を進めることとしています。</p>

	ご意見の要旨	市の考え方
6	<p>メタン発酵施設は、メタンだけが有用なわけではなく発酵残渣も有用であり、既に導入済みの他自治体では農業用の液肥として利用されているところもある。</p> <p>堺市は大阪府下で農業が盛んな自治体であるし、「堺のめぐみ」をブランドとして打ち出すなど、市としてもその立ち位置は発信している。発酵残渣の液肥利用で農作物の収量や品質が向上すれば、農業振興面でも極めて有用な施策になるし、日本の肥料自給率向上にもつながる。</p>	<p>国のバイオマス活用推進基本計画や廃棄物系バイオマス活用ロードマップにおいても、農山漁村の活性化等の観点から、発酵残渣を液肥等として活用するとの考え方が示されています。メタン発酵施設等の導入可能性の検討に際しては、いただいたご意見も参考に、農業振興施策との連携も視野に検討を進めていきます。</p>
○清掃工場のあり方について		
7	<p>炭化水素を効率的に生産できる藻類を、ごみ焼却時の排気中の二酸化炭素や廃熱の一部を用いて培養し、発電やごみ燃焼に利用する方法を、将来の清掃工場更新時に組み込むべき。</p> <p>特に、今後、御池台のクリーンセンター跡地については市の審議会においてクリーンセンターとしての再整備が考えられていたと記憶しているが、今後の清掃工場は単なるごみ処理場ではなく、総合的なエネルギー・ケミカルプラントの1つであるという視点で工場整備を進めてほしい。</p>	<p>上位計画である「第3次堺市循環型社会づくり計画（案）」では、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の形成に向けた統合的な取組を推進していくこととしています。</p> <p>また、計画（案）では、高効率廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用により低炭素社会の実現に貢献するなど、ごみの処理・処分に伴う環境負荷の低減を進めるとともに、新しい廃棄物処理技術についても調査・研究を進めることとしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
○ごみの発生抑制、容器包装リサイクル等について		
8	<p>循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の処理の優先順位を、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めているが、リサイクルが優先され、リデュース、リユースが進んでいない現状である。家庭から出るごみの大半は容器包装であり、まずは発生抑制に取り組むことが必要である。そのためには、容器包装の収集・保管・再商品化に関わる再商品化費用を100%商品価格に含めるべきである。</p> <p>また、酒類や調味料、牛乳などで使用されていたリユースびんは、プラスチック容器にとって代われ流通が激減しており、流通ルートが一部の小売業者等に限られてしまっている。</p> <p>平成25年に堺市議会にて採択された、「容器</p>	<p><1について></p> <p>ご指摘のとおり、国の第三次循環型社会形成推進基本計画においても、リサイクルよりも優先順位の高い2R（リデュース、リユース）を可能な限り推進することとされています。</p> <p>本市では、現行計画に基づき、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の考え方を基本として様々なごみ減量化・リサイクル施策に取り組んできた結果、ごみの減量化・リサイクルは着実に進んでいますが、リサイクル率については現行計画の目標値を達成できていない状況であるなど、更なるリサイクル推進の余地が</p>

ご意見の要旨	市の考え方
<p>包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に基づき、次のとおり進めるようお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針はリサイクルを含む4Rではなく、リフューズ、リデュース、リユースを促進していただきたい。 2. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めるよう国に働きかけていただきたい。 3. ごみとなるものを生産・販売する事業者の役割として、再商品化費用について触れていただきたい。 4. レジ袋を削減し、マイバッグ等の持参を促進するため、「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を事業者、市民団体と結び、三者協働でレジ袋の削減を進めていただきたい。 5. 何度も繰り返し使えるリユースびんを自治体として推奨していただきたい。 	<p>あるものと考えております。</p> <p>このため、計画（案）では、引き続き「4R」を基本方針として設定していますが、その優先順位については、上記国の方向性も踏まえ、リフューズ、リデュースに重点を置くとともに、ごみになったものについては、リユース、リサイクルの順に循環的な利用を徹底することとしています。</p> <p><2、3について></p> <p>容器包装の収集運搬・選別保管費用については、多くの地方自治体が抱える共通の課題であることから、(公財)全国都市清掃会議や大都市環境保全主管局長会議等を通じて、国等に対し、拡大生産者責任の強化や費用負担の見直し等について要望・提案を行っているところです。</p> <p>再商品化費用に関しては、容器包装リサイクル法において、容器包装を製造・販売する事業者のうち特定事業者については再商品化費用を負担することとされており、特に本計画に記載する必要はないものと考えます。また、同法では、一定規模以下の小規模事業者については除外されており、小規模事業者に関しては再商品化費用の負担を役割として記載することは困難です。</p> <p>なお、現在、国において容器包装リサイクル制度の見直しが進められていることから、今後も国の動向を注視し、適切に対応していきます。</p> <p><4について></p> <p>計画（案）では、「レジ袋削減の推進」として、レジ袋削減の協定締結などにより、全市的なレジ袋削減の推進を図ることとしています。</p> <p><5について></p> <p>くり返し長期間利用するリターナブルびん（リユースびん）は、リサイクルと比べて環境負荷が小さく、ごみの発生抑制にもつながることから、計画（案）では、「リタ</p>

	ご意見の要旨	市の考え方
		「ナブルびんの利用促進」として、購入された店舗への返却等が促進されるよう、情報発信や啓発を進めることとしています。